



**【備考】**

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき取り扱うものとし、高知市が高知市事業等からの暴力団の排除に関する協定書及び高知市広告事業からの暴力団排除に関する合意書に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、高知市がこれらの情報をもとに高知県警察本部から取得した個人情報についても同様です。

**【記入方法等】**

- 1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。
  - (1) 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
  - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
  - (3) 合資会社については、無限責任社員
  - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
  - (5) 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
  - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
  - (7) 個人については、その者
  - (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者
    - ① 支配人を置く場合は、支配人
    - ② 高知市との取引において、支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
    - ③ 高知市に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
  - (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

**○高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）**

（市の事業等からの暴力団の排除）

第 4 条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について警察等関係機関が次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第 7 条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) その契約に係る業務又は補助金等に係る事業（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- (3) 暴力団員等を雇用している者
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- (6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者

**○高知市広告掲載要綱（抜粋）**

（広告主の制限）

第 6 条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体の構成員及び当該構成員が役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を務める法人は、広告主となることができない。

**○高知市広告事業からの暴力団排除に関する合意書（抜粋）**

## 1 情報の照会

甲は、広告主（要綱第 2 条第 2 号に規定するものをいう。）又は、広告主になろうとするもの（以下「広告主等」という。）が、次のいずれかに該当する疑いがあるときは、当該事実の内容について、乙に対し、書面により照会できるものとする。

- (1) 代表役員、一般役員又は申請団体の経営等に事実上参加している者が、法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者（以下「暴力団員等」という。）であることと認められること。
- (2) 暴力団員等が広告主等の事業活動を支配すると認められること。
- (3) 暴力団員等を広告主等の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれがあると認められること。